

酒類販売免許制合憲論批判再論

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三木, 義一 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00008647 |

酒類販売免許制合憲論批判再論

三 木 義 一

はじめに

現行酒税法は、昭和一三年の国家総動員法に基く一連の経済統制体制のもとで導入した酒類販売免許制をなお維持しているが、その合憲性については種々の疑問がある。しかし、ここ数年相次いで出されてきた下級審判決では合理的な根拠が十分に示されないまま酒類販売免許制が合憲とされてしまった。そこで、拙稿「酒類販売免許制合憲論批判」¹⁾及び「疑問深まる酒類販売免許制の合憲性」²⁾において、これらの合憲判決の論拠を批判しながら酒類販売免許制の不合理性・違憲性を論じてきた。これらの拙稿は主として静岡地裁で現在争われている酒類販売免許制違憲訴訟を念頭において執筆したものであるが、酒類販売免許制の違憲性が争われている他の訴訟でも原告側からその主張を裏付けるものとして裁判所に提出されてきていた。そのためか、今年一月二八日東京高裁に国税側から主として前記拙稿³⁾に対する反論書が提出された。そこで、本稿ではまず右の反論書を紹介し、それに対する再批判を展開したい。

- (1) 一橋論叢九四卷五号七頁以下。
- (2) 法学セミナー一九八五年二月号二四頁以下。
- (3) 東京高裁第二六民事部に係属中の昭和五九年（行三）第四四号事件について昭和六一年一月二八日国税側より提出された準備書面(三)。

一 国税側の反論

被控訴人は、酒類販売業免許制度（以下「酒販免許制度」という。）の合憲性について、これまでの被控訴人の主張を補足すると共に、控訴人提出に係る甲第一九号証（以下「今村論文」という。）並びに同第二〇号証及び同第二六号証（以下、併せて「三木論文」という。）に対し反論する。

第一 酒販免許制度の合理性について

一 酒販免許制度の立法目的

この点については千葉地裁昭和六〇年四月二四日判決（乙第一三三号証）が詳細に判示しているとおりであって、酒税法の各規定（特に、一〇条、一一條及び一四條）や酒販免許制度が初めて導入された昭和一三年当時の酒税法改正法案についての国務大臣の提案理由の説明（乙第八号証・第七三回帝國議會衆議院議事速記録）などに鑑みると、酒税法九條一項により定められた酒販免許制度の立法目的が、酒類販売業者の経営の安定を通じて酒税収入の確保を図ることにあることは明らかである。

しかるに三木論文においては、昭和初期において上昇した酒税の滞納率は昭和一三年当時には既に低くなっていたこと、昭和一三年から同一九年にかけて行われた庫出課方式への移行について一部の酒造業者が反対していたことなどを理由に、「酒販免許制は決して税収確保のために必要と考えられて導入されたのではなく、庫出課方式への移

行に反対する酒造業者を懐柔するための妥協策として導入されたにすぎないのである。」と主張する。

しかしながら、右主張は、前述した酒税法の各規定において、酒類販売業者に安定した資力と堅実な経営能力などを要求すると共に、「酒税の保全上需給の均衡を維持する必要がある」場合に免許の付与を拒否し（同法一〇条一ノ号）あるいは免許に条件を付することができる（同法一一條一項）と定められていることや前述の昭和十三年当時の国務大臣の提案理由の説明において、「酒税ノ保全ヲ期スル為メ、酒類ノ販賣業ニ付キ免許制度ヲ採用スルコト致シ」と述べていることなどを全く無視するものであって、到底採用しえるものではない。

加えて、右に指摘される酒税の滞納率の低下は、酒類製造者が、昭和六年二月に至って政府のあつせんによって銀行から酒税の納付資金の融資を受けることができるようになったことや昭和十〇年三月の酒造組合法の改正によって、酒造組合を通じて、政府資金を低利でもって借り受けることができるようになったことなどに負うところが大きいと認められ（乙第一四号証）なお、枝番を含む。以下、枝番のあるものについては全て同じ。三・酒造組合中央会沿革史第三編）、決して、酒類販売業者を通じて酒税の転嫁が円滑に行われていたことを示すものではない。それどころか、酒類製造業者は、酒類販売業者の濫立や過当競争などによって、多くの酒類販売業者が倒産したことなどの影響を受けて、酒類販売業者からの売掛代金の回収に多大の困難を来たし、毎年二百人程度のものが廃業を余儀なくされ、昭和十三年当時には、最盛期の約一万二千人から七千数百人に激減していたのである（乙第七号証・朝日経済年史特輯）。

酒税の滞納率の低下のみをもって、「税収を確保するために免許制度を急いで導入しなければならない必然性はない」とする右主張は、極めて短絡的なものであると言わねばならない。

二 酒税制度における酒販免許制度の位置付け

1 酒販免許制度は酒税の転嫁を円滑にすることによって、間接消費税としての酒税制度を有効に機能せしめ、もって酒税収入の安定的かつ効率的な確保を図ることを主たる目的とする制度である（被控訴人（原審被告）の昭和五八年二月二八日付け準備書面(三)以下「原審被告準備書面(三)」という…の二・(一)・1）。

(一) 消費税は、財貨やサービスの消費に担税力を認めて課される租税であるから、間接消費税のように、最終的な消費行為よりも前の段階で財貨に対する課税が行われる場合には、税負担が財貨のコストに含まれて最終的に消費者に転嫁することが予定されている（金子宏「租税法・補正版」二八四ページ）。

(二) とところで、間接消費税においては、生産から消費に至るまでのどの段階で課税するかとの重要な問題があり、そして、それに対応して納税義務者を誰に決めるかが変わってくる。たとえば、流通段階で課税する方法としては、

- (1) 移出課税（庫出課税）……製品の生産が完了して、製造場から運び出され、流通段階に入る段階で、移出者（製造者）に課税する方法。
 - (2) 引取課税……右の段階で、引取者に課税する方法。
 - (3) 卸売課税……卸売業者が小売業者に販売する段階で、卸売業者に課税する方法。
 - (4) 小売課税……小売業者が消費者に販売する段階で、小売業者に課税する方法。
- がある。

そして、前述の消費税の本質からすると、できるだけ消費に近い段階、すなわち小売課税が最も理論的であり、転嫁の段階が少なくて済み、消費の実態にも合致するといえるけれども、他方、納税義務者数、徴税コスト等からみると、移出課税（庫出課税）の方が合理的な面があると言われている（高橋清一「間接税における未納

税移出等」・北野弘久編・日本税法体系4所収など。

酒税法は、酒類を保税地域から引き取る場合を除き、酒類の製造者をして納税義務者と定めている（六条）が、これも徴税確保という技術上の観点から採られたものである（乙第一号証・泉美之松・松本茂共編「全訂酒税法註解」一七四ページ）。

なお、担税者以外の者を納税義務者とすることが合理的である場合には合憲であることを認めた判例としては給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度を合意と認めた最高裁判所昭和三七年二月二八日大法廷判決・刑集一六卷二号二二二ページ（以下「最高裁昭和三七年判決」という。）がある。

(三) したがって、移出課税（庫出課税）制度の下に製造者が納税義務者と定められた場合でも、製造者は担税者ではないのであるから、製造者が国へ納付した消費税相当額は担税者である消費者から確実に回収されなければならない。前述（第一・一）した昭和六年ころの酒税のように、酒類製造者の売掛代金の回収、すなわち酒税の転嫁が困難となつて、遂には酒類製造者自らが融資を受けて納付しなければならないというような事態は、たとえそれによつて酒税の滞納率（国への未納付の割合）が低下していたとしても、間接消費税制度としては正常ではない。ただし、前述（二）の間接消費税の本質に照らすと、消費者への税負担の転嫁が確実に行われることによつて、初めて、その租税制度が有効に機能したと言ふべきだからである。

(四) このように、間接消費税においては、税負担が財貨のコストに含められて最終的に消費者へ転嫁されることによつて、その徴収が実質的に完了するものであるから、移出課税（庫出課税）制度においては、納税義務者と定められた製造者のみならず、製造者と消費者との中間に位置して、製造者から消費者への税負担の転嫁を仲介する販売業者も、間接消費税の徴税確保にとつて重要な役割をになつていたのであつて、これらの製造者及び販売

業者が一体となつて、いわば間接消費税の徴税機関ともいえる地位を占めていたのである。

(四) 酒販免許制度は、移出課税（庫出課税）を採用する酒税制度において、酒類販売業者の経営の安定を図ることによつて、酒類販売業者から酒類製造者への酒類代金の支払いを円滑にし、もつて酒類製造者がその納付した酒税相当額を消費者から回収する（税負担を消費者へ転嫁する）のを容易ならしめようとするものであつて、これによつて間接消費税である酒税の徴税制度は有効に機能することとなるものである。

この点につき、三木論文は、酒税が造石税から庫出課税へと移行したことから、「酒税の消費者への転税がより確実になつた」として、酒販免許制度の必要性はなくなつた旨主張するが、しかし、造石税であれ、庫出課税であれ、酒類製造者が納税義務者であることは同じであるから、消費者への税負担の転嫁の重要性には何ら変わりがない。単に、酒類製造者の納税義務の発生時期が変わつたに過ぎない。したがつて、右主張は明らかに失当である。

なお、被控訴人（原審被告）がその昭和五八年五月九日付け準備書面(四)（以下「原審被告準備書面(四)」という。）の三・三において、「酒税の保全」の二つの側面のうちのひとつとして主張した「酒税の滞納防止の目的」というのも、本準備書面で主張したところと同旨であつて、酒税の負担を消費者へと円滑に転嫁せしめることによつて酒税収入の安定的かつ効率的な確保を図るということであり、単に、具体的に発生している酒税債権について、酒類製造者が滞納するのを防止するというようなことではない。このことは、これまでの被控訴人の主張を精読すれば明らかであると思うが、酒類製造者に免許制度が採用されていること（酒税法七条）や担保の提供を命ずることができると（同法三一条）ことから酒販免許制度の必要性を否定する主張などにおいては、被控訴人の主張する「滞納防止の目的」を後者と誤解ないしは曲解しているものと思われるので、付言する。

2 酒販免許制度は、酒税の逋脱防止をも目的とした制度である（原審被告準備書面(四)の三・三）。

すなわち、酒税法は、免許申請者等が過去において法律違反の事実があった等遵法精神に欠けるところがあると認められる場合（一〇条一号ないし五号、七号、八号）や取締上不適當と認められる場所に販売場を設けようとする場合（一〇条九号）を消極要件とし、酒販免許制度を通じて、酒税の逋脱に荷担する危険性が高い人物が酒類の販売に関与したり、そのような販売場が設置されたりするのを防止し、もって酒類の販売体制を健全化しようとするものである。

三 酒販免許制度の合理性

1 酒税は国家財政上重要な地位を占め、その税率が極めて高いので、酒類製造者が負担しなければならない納税額も必然的に高額となる。そのため、酒類製造者の税負担が消費者へ円滑に転嫁されなければ、徴税確保のために納税義務者と定められた酒類製造者に過重な負担をかけることとなる。そこで酒税法は、いわば中間的な徴税機関ともいえる酒類販売業者にも免許制度を採用し、間接消費税としての酒税制度が有効に機能するようにしているのである。このように、酒販免許制度は酒税制度を維持する上において極めて重要な役割を果たしているのであって、その合理性は明らかである。

(一) 酒税は従量課税制度を基本としながら、一部の酒類には従価課税制度を採用している（原審被告準備書面(三)の一・(四)・3）。

従量税の税率は、各種類の酒類につき、一キロリットル当たりの税額という形で定められている（酒税法二二条）ため、製造者販売価格（税抜）に対する酒税額の割合は一定しないが、例えば、昭和五九年八月現在では、別表1のとおり、清酒一級（一・八リットル）では五九・三パーセント、ビール（大びん）では一七五・一パー

セント、ウイスキー特級（七六〇ミリットル）では一七八・五パーセントとなっている。

また、従価税の税率は、製造者販売価格（税抜）に対し（同法二二条の三第一項一号）、最低が果実酒類等に對する五〇パーセント、最高がウイスキー特級に對する二二〇パーセントとなっている（同法二二条の二）。

(二) このように、税類の製造者販売価格（税抜）に對する酒税額の割合が極めて高いため、酒類製造者の売上高に占める酒税額の割合も非常に高い。例えば、三木論文が大手の酒類製造者であると主張するビールやウイスキーの製造者においては、別表2のとおり、酒税額はその売上高の約四五パーセントから約五七パーセントを占めているのであつて、正に酒税を徴取するために酒類製造業を営んでいるものとも言える程になっている。

(三) ところで、前述（第一・二・一・(二)）の最高裁判昭和三七年判決は、給与所得者に對する所得税の源泉徴収制度の合憲性を判断するに当たつて、右源泉徴収制度による国、担税者及び徴収義務者三者の利害得失を判断したうえ、右源泉徴収制度は「能率的であり、合理的であつて、公共の福祉の要請にこたえるものといわなければならぬ。」旨判示している。

これを酒税制度についてみると、酒税が庫出課税制度として立法化されたことにより、国は「税収を確保し、徴税手続を簡便にしてその費用と労力を節約し得るのみならず」、担税者である消費者においても「申告、納付等に関する煩雜な事務から免れることができる」（以上、最高裁判昭和三七年判決から引用。なお、仮に、酒税を直接税として、消費者自らがその飲税價格等に應じて申告、納付することとなれば、国の徴税事務にとって著しい支障を来たすだけでなく、消費者にとつても極めて煩雜な事務とならう）。その反面、酒類製造者は多額の酒税の納税義務を負担させられることとなつたが、消費者への転嫁が円滑に行われるならば、納付した酒税相当額を酒類販売業者を通じて消費者から回収することができ、実質的には酒税の負担をしなくてもよいことになる。

したがって、そのような場合には、酒類製造者の納税義務も過重な負担とまでは評し得ず、国や消費者が受ける利益と比較すると、庫出課税制度は能率的であり、合理的な制度であると考えられる。

しかしながら、酒税の転嫁が円滑に行われない場合には、酒類製造者はその納付した多額の酒税を実質的にも自らが負担しなければならないことになり、そしてそれは、前述(一)した酒類製造者の売上高に占める酒税の割合等に鑑みると、酒類製造者にとっては極めて重い負担となるのである(他の間接消費税との比較については後述する)。

酒販免許制度は、酒類販売業者の経営の安定を通じて、酒税の転嫁を円滑にすることによって、徴税確保のために納税義務者と定められた酒類製造者の負担が過重にならないように配慮したものである。

(四) このように、酒販免許制度は、他の間接消費税と異なり、酒税が国家財政上重要な地位を占め、その税率が極めて高い(なお、税率の決定は立法府の裁量事項である)ことを特に考慮し、徴税確保のために、前記源泉徴収制度と同様、もともと担税者ではない酒類製造者を納税義務者とする庫出課税制度を採用したことから、その税負担の転嫁が円滑に行われなければ、納税義務者と定められた酒類製造者のみに過重な負担を強いることに留意して採用された制度であり、そしてそれにより、間接消費税としての酒税制度全体が有効に機能し、もって高率な酒税の安定的かつ効率的な確保を図ろうとしたものであって、右庫出課税制度等とあいまって全体として必要かつ合理的な制度であると言わなければならない。

2 国家財政上に占める酒税の重要性及びその遁脱防止の困難さなどに鑑みると、酒税法が、酒販免許制度を通じて、酒類の生産から消費に至る全ての流通過程を健全化すると同時に、監視することによって、その遁脱事犯の発生を最小限度に食い止めようとしていることにも、十分に合理性が認められる。

酒税は、これまでに繰り返し主張しているように、その税率が極めて高いので、その通脱自体による国の損失額も大きい上、酒税の含まないいわゆる通脱酒にあつては、酒税を含んだ酒類に比較し、その小売価格を低減できるので、その流通性は極めて高く、「悪貨は良貨を駆逐する」との言葉どおり、通脱が多発した場合は市場の混乱する危険性は極めて高く酒税制度の崩壊につながりやすい。したがって、酒税の通脱が酒税制度に与える影響は大きく、また酒税の国庫収入において占める重要性をも考えると、酒税の通脱が国家財政に与える影響も大きい。

他方、酒類は、同種の原料を国内で容易に入手でき、またその製造も容易である。したがって、酒類製造者が樽外の酒類を製造することはそれ程困難ではない。

また、酒類は、貯蔵中に蒸発等によって自然に欠減を生ずるものであるが、その欠減割合は貯蔵場所や、貯蔵容器等により差異があるので、この点を利用し、実際に生じた欠減よりも多量の欠減が生じたごとくに装い、樽外の酒類を生み出すことも可能である。

さらに、酒類製造場においては容器に充てんする前に酒類に水を加えて所定のアルコール分にするのが通常であるところ、アルコール分については一度未満の許容範囲がある（例えば、清酒一級の場合には、アルコール分が十五度以上一六度未満のもの一キロリットル当り二七九、五〇〇円；昭和五九年法律一四号による改正後…と定められている）ので、製造場から移出する際に、帳簿上のアルコール分未満で、かつ最低限度のアルコール分を下回らない程度に水を加え、帳簿上の数量を越える部分を樽外として処理することも可能である。

以上のように、酒類は樽外の製品を生み出すのが比較的容易な物品であり、したがって、酒類製造者の通脱に荷担する販売業者があれば、酒税の通脱行為は容易に行われ、かつそれを認知することは困難である。

このような状況を考慮すると、酒税法が、酒類製造者だけでなく、酒類販売業者に対しても規制を加え、もって

酒税の逓脱防止に遺漏なきを期することとして、酒類の販売体制を健全化しようとするものであり、それによって逓脱防止のため酒類製造者に課している記帳義務（酒税法四六条）などの各種の義務が的確に履行されることを担保しようとするものであるから、それが逓脱防止制度としても合理的であることは明らかである。

3 他の間接消費税との比較

三木論文は、第二種の物品税、砂糖消費税及び揮発油税の各滞納率と酒税の滞納率とを比較し、酒販免許制度を批判しているので、以下この点について論ずることとする。

(一) 税負担の消費者への転嫁の重要性の比較

第二種の物品税、砂糖消費税及び揮発油税は、いずれも、酒税と同様、間接消費税の一種であり、かつ移出課税制度を採用している（物品税法三条二項、砂糖消費税三条一項、揮発油税法三条一項）ので、その税負担の消費者への転嫁が理論的に重要であることは酒税と同じである。

しかしながら、右転嫁の具体的な重要性の程度については、酒税の場合と全く異なるのである。

すなわち、右各税の製造者販売価格（税抜）に対する割合をみると、従価税を採用する第二種の物品税では、最低が五パーセント、最高が三〇パーセントに過ぎない（物品税法一一条二号、一四条及び課税物品表）。また、砂糖消費税及び揮発油税は、いずれも従量税であるため（砂糖消費税九条、九条の三及び揮発油税法八条、九条、租税特別措置法八九条三項）、右割合は一定しないが、例えば、昭和五九年現在では、別表一のように、白糖（一キログラム）では八・二パーセント、またガソリン（一リットル）では六一・〇パーセントとなっている。

このように、単に税率のみを比較しても、第二種の物品税、砂糖消費税及び揮発油税の製造者販売価格(税抜)に対する各税額の割合は、前述(第一・三・一・一)した酒税の右割合と比較して、いずれも極めて低率であるが、さらに、各製造者の実態に即して考慮しても、酒類製造者以外の製造者の売上高に占める各税額の割合は、例えば、別表3によると、第二種の物品税では約一・パーセントから約四・五パーセント、砂糖消費税では約五・八パーセントから約七・三パーセント、揮発油税では約五・三パーセントから約一三・一パーセントとなっており、前述(第一・三・一・一)した酒税における約四五・七パーセントから約五六・九パーセントと比較すると、非常に低率である。

したがって、第二種の物品税や砂糖消費税、揮発油税を納付する製造者と酒類製造者とは、それらの税負担を消費者へ転嫁できず、自らが実質的に負担しなければならなかった場合の程度は著しく異なるものと言わなければならない。

このように、酒税とその他の間接消費税とでは右転嫁の具体的な重要性の程度が著しく異なるのであって、このような点を無視して、移出課税を採用しながら販売免許制度を採用していない間接消費税があることをもって酒販免許制度の合理性を否定したり、逆に、酒販免許制度が許されると、他の間接消費税についても販売業免許制度が許されることとなって、営業の自由が失われてしまうなどと論じることが不当であることは、論ずるまでもなく、明らかである。

なお、三木論文は、犯則検査等により更正処分を受けた第一種及び第二種の物品税の各税額を比較することによって、各種類の物品税の滞納率を推測しているが、しかし、右更正処分を受けた税額とは申告されていなかった税額を意味するものであって、確定した租税債権の納付状況を表わすものではない。したがって、右方法によ

つて、滞納率を推測するのは合理的でない。

また同論文は、第二種の物品税や砂糖消費税、揮発油税の各滞納率が、酒税の滞納率と同様に低いことをもつて、酒販免許制度は「酒税確保」に役立っていない旨主張するが、しかし、前述したように、酒類製造者が負担する酒税の納付額がその他の製造者が負担する各消費税の納付額に比べて極めて多額であることを考慮すると、それにもかかわらず、酒税の納付状況が他の間接消費税と同様ないしはそれ以上に良好であることは、むしろ、酒販免許制度が酒税の転嫁に役立っていることを示すものと解する方が合理的であろう。

(二) 逋脱防止の重要性ないし困難性の比較

酒税に関する右の点については前述(第一・三・二)したとおりである。

第二種の物品税や砂糖消費税、揮発油税においても、それらの逋脱防止が一般的に重要かつ困難であることを否定するものではないが、前述(一)したようなそれらの製造者販売価格(税抜)に対する各税額の割合や国庫収入に占める割合(乙第六号証及び第一二号証)などに照らすと、酒税の場合の方がより重要であると認められ、さらに砂糖類や揮発油類は、酒類と異なり、その原料のほとんどを輸入に依存しているものであるから、原料の通関事績によって容易に製造事績を把握することができることを考慮すると、そのような事情のない酒税の場合の方がより困難であると認められる。

(三) このように各租税制度をめぐる諸事情が異なることに鑑みると、三木論文のように、同じく移出課税を採用する間接消費税であるとして単純に各消費税の滞納率を比較し、酒販免許制度の有用性を論じるのは相当でなく、同論文における批判は失当である。

4 酒販免許制度の附随的効果

酒類販売免許制合憲論批判再論

この点については、原判決が詳細に判示しているとおりであって、酒販免許制度及び同制度を通じた酒類の販売に対する規制によって、致酔飲料としての販売秩序が保たれ、社会秩序の維持、国民保健衛生の確保に寄与するところがあることは、顕著な事実である。

三木論文においては、自動販売機等による濫売が問題となつてゐることを指摘し、「現行の酒販免許制がアルコール中毒者の発生や飲酒運転の防止等に役立っているというのは実態とかなりくい違つている」旨主張するが、しかし、仮に酒販免許制度がなくなり、酒税の販売が野放し状態になつたならば、右指摘のような弊害が更に増加することは必至である。右に指摘される点は、酒類の販売に対する規制の必要性を示すものであつて、酒販免許制度の有用性を否定するものではない。ちなみに、現在、酒販免許制度の運用においては、自動販売機のみによる酒類販売業の免許は付与しないこととし（乙第一九号証）、また、既に酒販免許を受けている者の自動販売機による酒類の販売については、行政庁による指導のほか業界自体も自粛に努め（乙第二〇号証ないし第二二号証）ているところである。

なお同論文は、西ドイツの立法例を掲げて、アルコール対策という観点で免許制を合理化するならば、むしろ飲食店を免許制にすべきである旨主張するが、アルコール対策として、いかなる規制手段を、いかなる程度に採用するかは、その社会における飲酒に伴う弊害の態様、深刻さやその社会における飲酒の実態などの諸般の事情を調査・検討した上で慎重に決定されるべきものであつて、右主張のように、西ドイツとの比較でもって単純に論じるのは相当でない。

第二 酒販免許制度の合憲性について

一 酒販免許制度の合憲性審査基準

三木論文及び今村論文は、いずれも、① 税込確保は、最高裁昭和四七年一月二二日大法院判決・刑集二六卷九号五八六ページ（以下「最高裁昭和四七年判決」という。）のいう「積極目的」には該当しない② 酒販免許制度は、租税政策そのものではなく、税込確保のための規制手段であるから、広範な立法府の裁量は認められないとして、酒販免許制度については、最高裁昭和四七年判決が判示する「裁判所は、……当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲として、その効力を否定することができる」（以下「明白の原則」という。）との司法審査基準は適用できない旨主張する。

しかしながら、酒販免許制度は、正に、庫出課税制度などと共に、酒税に関する租税制度の一環を担っているものであって、立法府の広範な裁量が認められるべき制度であるから、立法府の裁量的判断を尊重すべきことを理由として採用された「明白の原則」が適用されるべきであることは明らかであり、右主張は失当である。

1 最高裁昭和四七年判決が「明白の原則」を採用した理由ないしその射程距離

最高裁昭和四七年判決は、「明白の原則」を採用する理由として、「社会経済の分野において、法的規制措置を講ずる必要があるかどうか、その必要性があるとしても、どのような対象について、どのような手段・態様の規制措置が適切妥当であるかは、主として立法府の問題として、立法府の裁量的判断にまっつかなない。というのは、法的規制措置の必要の有無や法的規制措置の対象・手段・態様などを判決するにあたっては、その対象となる社会経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な法的規制措置が現実の社会経済にどのような影響を及ぼすか、その利害得失を洞察するとともに、広く社会経済政策全体との調和を考慮する等、相互に関連する諸条件についての適正な評価と判断が必要であって、このような評価と判断の機能は、まさに立法府の使命とするところであり、立法府こそその機能を果たす適格を具えた国家機関であるというべきであるからである。」と判示してい

る。

このように最高裁昭和四七年判決は、社会経済の分野における法的規制措置につき、事の性質上、立法府の裁量の判断にまつはかはないことを理由として、「明白の原則」を採用したことが明らかであり、したがって、営業の自由に対する当該法的規制措置が「明白の原則」の適用されるべき措置であるかどうか、すなわち、最高裁昭和四七年判決の射程距離内にあるかどうかを判断するに当たっては、当然に、当該法的規制措置について認められるべき立法府の裁量権の範囲が検討されなければならない。

2 酒販免許制度における立法府の裁量権の範囲

(一) 酒税制度における酒販免許制度の位置付けについては、本準備書面の第一・二において詳細に述べたとおりであって、端的に言うると、酒販免許制度は、高率な酒税について採用された庫出課税制度を有効に機能せしめ、もって酒税収入の安定的かつ効率的な確保を図ることを主たる目的とし、併せて逋脱防止を図るために採用された制度であり、正に、酒税の賦課徴収を含む全体としての租税制度の一環をなすものであって、単に、具体的に成立した酒税債権の徴収を確保するための手段として採用された制度ではない。

この点に関し今村論文は、酒販免許制度の目的とする「税収確保」は、具体的に明らかとなっている目的達成のための手段の選択の問題であるから、立法府の広範な裁量は認められない旨主張しているところ、「具体的に明らかとなっている目的達成のための手段の選択の問題である」との主張が具体的に何を意味しているのかは必ずしも定かではないが、その全体の論旨からすると、「既に成立している酒税債権の徴収方法の確保をどのようにするかとの問題である」との主張であると思料せられ、そうとすれば、右主張は、酒税制度における酒販免許制度の位置付けを正確に理解していないものと言わなければならない、失当である。

(二) ところで、租税体系は国の財政需要の状況、社会・経済の構造、国民生活の状況、国民所得の分配の状況、その時代の社会・産業政策等の多数の不確定な要素を総合的に考量してはじめて樹立しうるものであり、したがって、いかなる租税体系を組むかは、主として国民経済・財政政策の問題として、立法府の裁量的判断にまつほかはないと言ふべきである。けだし、ある税制を定立しその内容を決定するに当たっては、国民経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な租税法規が現実の社会においてどのような効果を有するか、国民経済の安定と成長にどのような影響を及ぼすか、その利害得失を洞察すると共に、広く政策全体との調和を考慮する等、相互に関連する諸条件についての適正な評価と判断が必要であるところ、このような評価と判断の機能は、正に立法府の使命とするところであり、立法府こそがその機能を果たす適格を具えた国家機能であると言ふべきであるからである（京都地裁昭和四九年五月三〇日判決・行裁例集二五卷五号五四八ページ、判例時報七四一号二八ページ参照）。憲法がその八四条において租税法主義を採用しているのは、このような趣旨からであると考えられ、したがって、租税を創設し、改廃するのはもとより、納税義務者、課税標準、徴税の手続についても、すべて法律に基づいて定めなければならないと同時に、法律に基づいて定めるところにゆだねられているものと解される。

この点に関し、両論文は、「酒販免許制度は、一般に立法者に広汎な裁量が認められていると解されている租税政策（すなわち、いかなる租税を課するかという問題）そのものではなく、…広汎な立法者の裁量が認められるものではない」（三木論文）とか、「いかなる政策に基づき、いかなる租税を課するかは、立法者の広汎な裁量が認められるけれども、税収確保のためにどのような措置をとるか、…必要最小限の原則を適用するのに、何ら妨げとなるものではない。」（今村論文）などと主張し、あたかも、立法者の広範な裁量は、租税を創設

し、改廃することについての認められているに過ぎないかのように主張しているが、しかしながら、租税法律主義の原則が賦課徴収制度についても及ぶことは確定した判例（最高裁昭和三〇年三月二三日大法院判決・民集九卷三号三三六ページ及び最高裁昭和三七年判決。最近では、最高裁昭和六〇年三月二七日大法院判決・民集三九卷二号二四七ページ）であって、右主張は、いずれも、失当である。

(三) このように、立法府の広範な裁量は、納税義務者の決定や徴税手続の決定などの賦課徴収制度の選択についても認められているのであり、したがって、庫出課税制度の採用はもとより、それと密接に関連する酒販免許制度の採用についても、立法府の広範な裁量が認められるべきである。

3 以上述べたところを考慮すると、酒販免許制度の合憲性の審査に当たって、最高裁昭和四七年判決の判示する「明白の原則」が適用されるべきことは明らかである。

なお、三木論文は、酒販免許制度につき、「本人の努力ではいかんともしがたい規制である」として、西ドイツ憲法裁判所が判示する厳しい基準で判断されるべきである旨主張するが、しかし、前述（2）したような租税制度について右の厳しい基準を適用するのが妥当であるかはそれ自体問題である上、本件は無免許販売の事案であって酒類販売業者に対し免許制度を採用したことの合憲性が問題となるに過ぎないところ、免許制度による規制自体は必ずしも「本人の努力ではいかんともしがたい規制」ではない（例えば、経営の基礎が薄弱であることを理由とする免許の拒否は、本人の努力によってその要件を満たし、免許を得ることが可能である。）から、いずれにしても、右主張は失当である。

二 酒販免許制度の合憲性

本準備書面の等一項において詳述したところに照らすと、酒販免制度は、その目的（第一・一）のみならず、規制

の手段・態様（第一・二及び三）においても合理性を認めることができるのであって、營業の自由に対するそのような法的規制措置が、租税制度について認められた立法院の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白な場合であるとは到底認めることができない。

なお、酒販免許制度は、原審被告準備書面(三)の二・(一)及び本準備書面の第一・一において主張したように、酒類販売業者の濫立や過当競争などによって多くの酒類販売業者が倒産したことなどの影響を受け、酒類製造者が同販売業者からの売掛代金の回収に多大の困難を来した結果、酒類製造者自らが融資を受けて酒税を納付しなければならなかったという昭和一〇年前後の社会情勢を契機として、同一三年に導入された制度であり、そして昭和一三年当時と現在とでは、社会的経済的な諸情勢が著しく変化していることは顕著な事実であるが、酒類製造者において多額の酒税を納付しなければならぬ義務を負い、かつ税負担の消費者への転嫁（具体的には、酒類販売業者からの売掛代金の回収）が円滑に行われなければ過重な負担を負わされることについては、現在においても何ら変わりが無い（第一・三・一）。したがって酒税の転嫁及び酒販免許制度の重要性については変化がなく、少なくとも、酒販免許制度を維持していることが前述の立法院の裁量権を逸脱するものでないことは明らかである。

別表 1

| 区 分 | 製造者移出価格 | 税 額 | | 製造者移出価格(税抜)に対する税額の割合 | 証 拠 | |
|-------|--------------------|----------|--------|----------------------|-------|--------|
| | | 税 込 | 税 抜 | | | |
| 酒 税 | 清 酒 1 級 (1.8ℓ) | 1,352.00 | 848.90 | 503.10 | 59.3% | 乙第16号証 |
| | ビ ー ル (大びん) | 237.80 | 86.45 | 151.35 | 175.1 | 〃 |
| | ウイスキー特級 (760ml) | 2,488.00 | 893.45 | 1,594.55 | 178.5 | 〃 |
| 砂糖消費税 | 上 白 糖 (1kg) | 212.05 | 196.05 | 16.00 | 8.2 | 乙第17号証 |
| 揮発油税 | ガ ソ リ ン (1ℓ) | 142.00 | 88.20 | 53.80 | 61.0 | 乙第18号証 |

- (注) 1. 製造者移出価格(税抜)は、税込の移出価格から税額を減じて算出したものである。
 2. 酒類の価格、昭和59年8月当時の代表的価格による。
 3. 乙16号証は、酒類卸売業者の作成したものであり、その仕入単価が製造者の税込移出価格となるものである。なお、当該書証には、ビールについては20本あたりの仕入単価が掲載されているが、この金額には運送用の箱代200円が加算されているのでビールの1本あたり税込移出価格は次の算式により算出した。

$$(\text{仕入単価} - 200 \text{円}) \times \frac{1}{20} = 1 \text{本あたり税込移出価格}$$

4. 上白糖の価格は、昭和59年中の東京都における平均値による。
 5. ガソリンの価格は、昭和59年9月当時の価格による。

別表 2

| 製造業者名 | 事業年度 | 売上高 | 左の内酒税及び物品税 | 酒税及び物品税の売上高に占める割合 | 証 拠 |
|--------------|------------------------------|-----------|------------|-------------------|---------|
| 麒麟麦酒株式会社 | 自昭和59. 2. 1 至 〃 60. 1. 31 | 1,151,762 | 655,767 | 56.9% | 乙 第23号証 |
| サントリー株式会社 | 自昭和59. 4. 1 至 〃 60. 3. 31 | 761,548 | 393,291 | 51.6 | 〃 24 〃 |
| サッポロビール株式会社 | 自昭和59. 1. 1 至 〃 59.12.31 | 379,928 | 207,663 | 54.7 | 〃 25 〃 |
| 朝日麦酒株式会社 | 自昭和59. 1. 1 至 〃 59.12.31 | 224,366 | 102,545 | 45.7 | 〃 26 〃 |
| ニッカウイスキー株式会社 | 自昭和59. 1. 1 至 〃 59.12.31 | 93,181 | 45,345 | 48.7 | 〃 27 〃 |

- (注) 1. 酒税及び物品税のうち、物品税は炭酸飲料等の飲料類に課税されたものであるが、飲料類に対する物品税の税率は5パーセントと低率であり、かつ、飲料類の売上高は酒類の売上高に比較して著しく少額であるので、酒税及び物品税の総額に占める物品税の額は極めて少額であると思われる。
 2. 製造業者の選定に当たっては有価証券報告書に酒税及び物品税の額が記載されている者のうち、それらの税額が最も多い者から順次5者を選定した。

別表3

| 税目 | 製造業者名 | 事業年度 | 売上高 | 左の内 間接税額 | 間接税額の 売上高に 占める割合 | 証 拠 |
|-------------|-------------|------------------------------|-----------|-------------|------------------------|--------|
| | | | 万円百 | 百万円 | % | |
| 物 品 | トヨタ自動車株式会社 | 自昭和59. 7. 1 至 " 60. 6. 30 | 6,064,420 | 273,133 | 4.5 | 乙第28号証 |
| | 日産自動車株式会社 | 自昭和59. 4. 1 至 " 60. 3. 31 | 3,618,076 | 167,080 | 4.6 | " 29 " |
| | 松下電器産業株式会社 | 自昭和58.11.21 至 " 59.11.20 | 3,257,860 | 60,336 | 1.9 | " 30 " |
| | 本田技研工業株式会社 | 自昭和59. 3. 1 至 " 60. 2. 28 | 1,929,519 | 46,537 | 2.4 | " 31 " |
| 税 | 株式会社 東芝 | 自昭和59. 4. 1 至 " 60. 3. 31 | 2,525,953 | 40,301 | 1.6 | " 32 " |
| 砂 | 日本製糖株式会社 | 自昭和58.10. 1 至 " 59. 9. 30 | 71,159 | 4,128 | 5.8 | " 33 " |
| | 三井製糖株式会社 | 自昭和58.10. 1 至 " 59. 9. 30 | 65,218 | 4,097 | 6.3 | " 34 " |
| 消 | 台東株式会社 | 自昭和59. 4. 1 至 " 60. 3. 31 | 44,110 | 2,978 | 6.8 | " 35 " |
| 費 | 東洋精糖株式会社 | 自昭和59.10. 1 至 " 60. 9. 30 | 18,783 | 1,374 | 7.3 | " 36 " |
| | フジ製糖株式会社 | 自昭和59. 3. 1 至 " 60. 2. 28 | 13,688 | 974 | 7.1 | " 37 " |
| 揮 発 油 | 丸善石油株式会社 | 自昭和59. 4. 1 至 " 60. 3. 31 | 1,597,393 | 177,576 | 11.1 | " 38 " |
| | 三菱石油株式会社 | 自昭和59. 4. 1 至 " 60. 3. 31 | 1,193,555 | 156,851 | 13.1 | " 39 " |
| | ゼネラル石油株式会社 | 自昭和59. 4. 1 至 " 60. 3. 31 | 800,869 | 99,455 | 12.4 | " 40 " |
| | 昭和シェル石油株式会社 | 自昭和59. 1. 1 至 " 59.12. 31 | 1,008,888 | 94,874 | 9.4 | " 41 " |
| 税 | 大協石油株式会社 | 自昭和59. 4. 1 至 " 60. 3. 31 | 1,180,954 | 62,410 | 5.3 | " 42 " |

(注) 1. 製造業者の選定に当たっては、有価証券報告書に各該当税目の額が記載されている者のうち、それらの税額が最も多い者から順次5者を選定した。
2. 三菱石油、ゼネラル石油、及び昭和シェル石油の税額は軽油引取税を含む。

二 「合憲論」再批判

一、右のように、国税側準備書面では主として前記拙稿に対する反論が加えられているので、以下同反論に対する再批判を展開したい。

まず、個別具体的論点に入る前に準備書面での主張の特色を整理しておきたい。

国税側はこれまで酒類販売免許制の合憲性の論拠として①免許制が導入された当時は貸し倒れが多発し、酒税の滞納率が高かったため、この事態を防止するために導入された、②現行の酒税の滞納率が低いのも酒類販売免許制に負っている、③販売場一場あたりに転嫁される酒税額が高い、④販売免許制度は物価的見地からも評価される、⑤販売免許制度は未成年者飲酒防止等の効果がある、といった諸点をあげてきた。¹⁾

これに対して、前掲拙稿は、これらの論拠が事実反していること、また、合理性を基礎づけるための説得的論拠にはならないことを事実照らし明らかなにしたつもりである。とりわけ、拙稿は、従来国税側が酒類販売免許制の合理性の最大の論拠として導入時の酒税滞納率の高さをあげ、実際には〇・一％でしかなかったものを九・九％とする資料を故意に作成し、その合理制を論証しようとしたことに対する根本的疑問から出発したものであった。

今回の国税側の反論は、拙稿で批判を加えられた前記各論拠の正当性を具体的に明らかにしたのではなく、それらの論点については言及を避けつつ、酒類販売免許制の合理性の論拠をいつのまにか酒造業者の売上高にしろ酒税負担の高さと、酒類が製造業者において逋脱しやすい商品であり販売者との共謀による逋脱酒の販売を防止するために販売免許制が必要であることに移し、かかる観点から拙稿に批判を加えている。論点をいつのまにか移動して批判していること自体不当なことであるが、こうした批判にならざるをえなかったことの中にも従来の論拠がいかに説得力を欠いたものであっ

たかが示されていると言えよう。

以上の総括的反論に加えて、以下個別論点に立ち入った反論を展開したい。

二、

(1)

拙稿は、酒類販売免許制が庫出課税方式に対する業界内部の反対論を懐柔するための政治的取引であったことを指摘したが、これに対して準備書面は拙稿が当時の国務大臣の提案理由である「酒税保全」や現行酒税法上の各規定にある「酒税保全」を全く無視するものであり、「到底採用しえるものではない」と批判している(三頁二〜六行)

しかし、拙稿がこのような「酒税保全」という酒類販売免許制の公式理由を全く無視しているという批判自体よくわからない。拙稿は、「酒税保全」が酒類販売免許制の公式理由にされており、酒類販売免許制合憲論がそれに依拠していることを十分に承知したうえで、それが当時の事実⁽¹⁾に照らして合理性のない理由であることを明らかにしてきたからである。とすると、準備書面の反論は、提案理由が「酒税保全」とされているのだからそれを尊重すべきであるという主張にしか解しえないことになる。しかし、法案制定時の提案理由はその法案の真の立法目的を知る一つの手掛かりにすぎないのである。提案理由に対して疑義をはさむことが許されないと言うのであれば、およそ法案の提案理由にはその合憲性に疑いを抱かせるようなものは含まれていないはずであるから、裁判所が違憲審査権を行使する必要性すらなくなってしまうであろう。また、右のような立法事実の認定は「既存業者の圧力に押され」て成立した法案の「提案説明理由をほとんどそのまま引用した」認定であり、「立法事実の本質的論点に目を掩ったもの」とすら評価することができる⁽²⁾ものでもあろう。さらに、政府の提案理由を重視せよというのならば、昭和一三年以前の業界からの免許制導入要請に対して「あまり効果のないものを導入してもどうであろうか」ということを政府委員が国会で再三言明してきたことも重視されねばなら

ないであろう。それ故、準備書面の批判は自己に都合のよい部分だけを尊重せよというに他ならず、拙稿に対する批判としての価値を有していない。

(2)

つぎに、準備書面は酒類販売免許制導入当時に酒税の滞納率が改善されてきたことの理由として、昭和一〇年三月の酒造組合法の改正により政府資金が低利で借受られることになったことを指摘し（三頁七～九行）、酒税の転嫁が円滑に行われていたわけではないとしている。しかし、右の指摘はきわめて重要である。というのは、酒類販売免許という営業の自由に対する重大な規制は「同じ目的を達成しうる、よりゆるやかな規制手段」がなく、やむをえない合理的理由がある場合にはじめてその合憲性を肯定しうるのであり、本件の場合であれば政府の低利資金の貸付でも全く効果が上らず、他によい方法もない場合にはじめて免許制を合理化しうるからである。それ故、準備書面が言うように政府の低利貸付で滞納率が改善されるという効果があつたなら、昭和一三年当時は酒販売免許制まで導入しなければならない状況ではなかつたことの証明になり、拙稿の指摘の正当性を裏づけることになる。右のような状況であつたにもかかわらず酒類販売免許制を導入しえたのは、業界の圧力に加えて、国全体が国家総動員法に基く統制色一色に塗りつぶされていたというきわめて特殊な時代背景があつたことを改めてここで指摘しておきたい。

(3)

準備書面は、「酒類製造業者は、酒類販売業者の乱立や過当競争等によって、多くの酒類販売業者が倒産したことなどの影響を受けて、配類販売業者からの売掛代金の回収に多大の困難を来し、毎年二百人程度のものが廃業を余儀なくされ、昭和一三年当時には、最盛期の約一万二千人から七千数百人に激減していたのである。」と指摘し、滞納率の改善のみをもって酒類販売免許を導入する必要がなかったという拙稿は「短絡的なものである」（三頁一七行）と批判している。

拙稿が滞納率の改善のみを論拠に酒類販売免許の合理性を批判しているものでないことはここで改めて述べる必要はないと思われるが、準備書面において酒造業者が「激減」していることをあたかも酒類販売免許制の論拠であるかのように引用しているのは問題である。というのは、確かに酒類の製造場数は明治一七年の一六五〇〇場から昭和一三年当時には七二四〇場に減少しているが、昭和一三年直前に激減しているわけではなく、明治一七年以降毎年一〇〇場づつ漸減してきているからであり（別表1参照）（もともと、世界恐慌時の昭和四〜六年には、年間二〇〇〇〜三〇〇〇場の激減が見られるが、このことは拙稿で指摘してきたように酒造業者の激減が酒類販売店の濫立からもたらされるものではなく、一般的な景気不況に基くものであることの証明でもある）、こうした酒造業者の減少は業界の合理化に基くものだからである。このことは、昭和一二二年の貴族院の会議での政府委員の次の発言からも裏づけられよう。「構成している酒造業者は、昭和六酒造年度当時には九二七〇名であったものが、昭和一〇酒造年度には八三二一名、約一〇〇〇名が減っている。これは、酒造業が次第に合理化されて合併等の起るものもあるし、また小規模で経営を不利とする者が廃業するという状況にあるので、現在の業界の大勢としては、なるべくある程度業者数が減少し、事業が合理化されるという大勢はやむを得ないのではないかと思つている。」

従つて、酒造業者の減少をもつて酒類販売免許制の論拠とするのは無理があり、さらにもし準備書面のいうように酒類販売免許制が酒造業者の経営を安定させその減少をくいとめるものであるとすると、昭和一三年以後も酒造業者は相変わらず漸減しつづけたことをみても、同制度は全く役立たない制度であったことになり、また昭和一八年に企業整備令により、三六六六場に減らされたことからすれば同制度は全く無用の制度であったことにもなりかねないといえよう。なお、生産数量についていえば、酒類販売免許制導入直前の昭和一二年は七八万KLと世界恐慌以前にほぼ回復しており、その意味でも「免許制度を急いで導入しなければならぬ必然性はなかった」のである。

(3)

つぎに、準備書面は現行の庫出課税制度と酒類販売免許制導入当時の造石制度とを比較検討しつつも、結論として「三木論文は、酒税が造石税から庫出課税へと移行したことから、『酒税の消費者への転嫁がより確実になった』として、酒類販売免許制度の必要性はなくなった旨主張するが、しかし、造石税であれ、庫出課税であれ、酒類製造者が納税義務者であることは同じであるから、消費者への税負担の転嫁の重要性には何ら変わりがない。単に、酒類製造者の納税義務の発生時期が変わったにすぎない。したがって、右主張は明らかに失当である。」（六頁六～一〇行）と拙稿を批判している。しかし、この批判は拙稿に対する批判には全くなっていない。というのは、右の批判は課税方式の変更によって酒造業者に生ずる経営状況（資金継り）の変化に全く言及していないが、拙稿が指摘してきたのはまさにその点だったからである。拙稿の指摘が正しく理解されるためにも庫出課税と造石課税との違いを正確に述べておく必要があるように思われる。そこで、両者の差異を大正一一年七月二〇日提出された臨時財政経済調査会答申の税制整理案を引用して説明しておく。同案は結論として造石税制度の維持を打ち出したものの、両者の差異を次のように明快に述べている。

「清酒・濁酒・味淋・焼酎・麦酒・酒精・及酒精有飲料に対する現在の課税方法は造石税制度にして、すべて此等の酒類の精製を終りたるときその石数を検査し、該石数を標準として一定税率をもって課税する制度なるが、その不可なる点をあげれば

(イ) 現行造石税制度は酒類精製の時これを査定し、その石数を標準として課税する為、精製後販売するに至るまでの貯蔵減量など、即ち消費せられざる数量に対してまで課税することになり、消費税の本質に反す。

(ロ) 造石税制度の結果として、一旦酒の製造を了りたる以上は、これが販売の遅速に拘らず、一定時期に税金を納付することを要するが為、新酒販売を主とする者と古酒販売を主とする者との間に基だしき不均衡あり。即ち前者は納期前に

製造酒の大部分を販売し、従つて販売代金と共に收受せる税金は、或る期間之を利用しうるに拘らず、後者はこれに反して税金を立替納付せざるべからざるが如き不都合あり。

(ハ) 酒造税の納期は年四回にして、每一回総税額の四分の一宛を納付すべきを以て、当業者は一時に多額の税金の調達を要し、殊に納期の半数は会計年度末二月・三月と連続するが故に、一方に於ては政府は国庫金の運用上不便多く。他方に於ては酒造業者は時恰も酒造資金の最需要期に際するを以て、納税金の調達上頗る苦痛を感ず。

等の理由を以て、造石税制度に代うるに左記方法の庫出税制度を採用せむとする案あり。

(イ) 製造時期に関係なく、現実酒類を販売する為倉庫より搬出する都度、其の石数を査定しこれに課税すること。従つて政府の査定を受けざれば庫出を為すことを得ず。但貯藏中の検酒その他必要の場合は収税官吏の立ち合いを求むること。

(ロ) 前月中の庫出石数に対する税金を翌月徴収すること。但し税金に相当する担保を徴して、一定期間(例三ヶ月)の延納を認むること。

而して庫出税の長所左の如し。

(イ) 庫出税は庫出石数即ち販売石数を課税標準と為すが故に、造石税の如く貯藏減等に対してまで課税するがごとき不都合なく、最も消費税の本質に適す。

(ロ) 税金は庫出の翌月これを徴収するが故に、当業者は不当に税金を利用し、又は税金の立替を要するがごときことなきは勿論、一時に多額の税金を調達せざるべからざるがごとき苦痛なく、政府も亦国庫金運用の円滑を期し得べし。尤も酒の販売代金は必ずしも販売の翌月回収せらるるものにあらずも、税金に対し担保延納の制度を認める以上は妨なかるべく、又延納税金は順次にこれを納付するが故に、当業者は同一担保を数回利用し得べく、従つて一時に多額の担保を

調達するの要なし。

（ハ）庫出税は現行酒類造石税の如く、税額の約五分の一に過ぎざる担保を以て、税金の納付を長きは一七ヶ月に渉りて猶予するがごときことなきを以て、国庫は滞納に因る欠損を免れ得べし。」

要するに、造石税制度の下では酒造業者は酒を造った段階でその造石数に課税されるため、いわば売れるかどうかかわからないのに税金を負担しなければならず、その資金繰りに苦慮していたのである。より正確に言えば、当時の納期が①七月、②一〇月、③二月、④三月であったためつぎのような状況が生み出されていたのである。

「酒造業者からみればこのような納期では二月と三月につづけて納税しなければならぬのみならず、殊に三月は原料米の代金支払を了し、かつ、薪炭、労務者賃金等の決裁をしなければならぬ時期に当たっているから、資金繰りがすこぶる苦しい。しかも当時交通機関もようやく発達し主産地ものが遠隔の地まで進出するようになったが、これ等有名銘柄品は醇良な古酒をもって需要を開発するのであるから、これとの対抗上、地方の生産者もまたおそくまで古酒を手持せねばならないこととなっていた。従って、三月納期はいまだ販売しない清酒について酒税を立て替え納付することとなり、業者の中にはやむを得ず仲買人に新酒を製造原価以下で投げ売りを行って課税をする者が生じ、ために転賤、破産の悲運に泣く者があるというありさまであった。」

拙稿が指摘したことは、右のような状況の下であったからこそ酒造業者が売掛金の回収に血眼になり、販売店の免許制まで要求してきたのだ、ということである。つまり、酒類販売免許制は造石税時代の発想の産物であり、庫出税に移行し、移出した分のみを課税すればよくなったことにより、酒造業者が酒類販売免許制を要求した前提が崩れている、ということを指摘してきたのである。このことは、他ならぬ準備書面が引用している『朝日経済年史』からも明らかである。つまり、同書が上げている「一カ年の醸造課税石数五百万石とすれば二億五千万円を二、三、七、一〇の四ヶ月に納

税せねばならぬので、売掛金の回収難は醸造業者を没落に導き納税の義務を不履行となす必然的結果を招来する。」という事態はまさに造石税方式のことをさしているからである。

なお、同じようなことが醸造学研究者からも指摘されている。桜井宏年『清酒業の歴史と産業組織の研究』（中央公論事業出版、一九八二年）がそれであり、つぎのように述べられている。「間接税の思想は産業社会の発達によって当然、変えなければならぬ。造石税制度下で生産者に課税するのとは異り、産業資本の充実と大衆消費実現が見られ、しかも移出課税制度である現在、酒税は消費者が応能負担していることから、酒税は一般の物品税と同様に解すべき時代に入っている。にもかかわらず、現行酒税法は造石税時代の感覚であるところに問題がある。明治四〇年（一九〇七）に専売制度が布かれ、国営化された『たばこ』は別であるが、今日砂糖、揮発油などは有力な消費税目になっている。また、物品税においては課税品目も増え、第一種の宝石、貴金属、毛皮などは最終販売者が課税義務を負い、第二種の自動車、スポーツ用品、電機器具、カメラ、ステレオ、家具等々は製造者が課税義務を負っており、現在の大衆消費社会においては六三品目が物品税の課税対象になっているのである。そして、昭和五五年度（一九八〇）の物品税は約一兆八五三億円であり、その三〇％以上が自動車税である。これらの製造者や販売業者は免許業種ではなく、いずれも直接大蔵行政の指導は受けていない。このような社会的、経済的環境変化に対応して、酒類行政も一大変革が行われなければならない時代に入っていることを認識しなければならない」（四六六頁）。

なお、同書には「大蔵省が酒類の製造について免許制度を布いている根拠は、酒税保全という明治思想であるから、今やその意味は完全に薄れている。製造者に免許制度を布き、監督する目的は、酒税保全というよりもむしろ産業行政として重点を置くほうが納得できる時代になっている。従って、卸売業者、小売業者の流通二層に免許制度を布いていることは、酒税保全の拡大解釈によるものである。なぜならば、生産者が酒税の納税義務を負うのであって、流通業者は納税の

義務を負わないからである」（四六六～四六七頁）という指摘もあり、酒類販売免許制度の不合理性が、法律研究者以外においても認識されていることがわかる。

（4）

準備書面は七頁七行以下において酒類販売免許制の合理性を論じているが、その論拠は要するに酒税の税率が高く酒造業者の売上に占める酒税の比率が高いこと、また、酒類が酒造免許制度の下においてもなお通脱されやすい商品であり、通脱防止の観点から酒類販売店にも免許制が必要である、ということにつ着る。準備書面が右の論拠を裏付けるものとして提出している別表1～4の資料については、これらが準備書面の主張を裏付けるために種々の「整理」がなされていることをとりあげて批判することも可能である。例えば酒造業者の上位五者としてあげているのはビール、ウイスキーといった税率の特に高い商品を主として扱っている業者のみであり、その限りでは売上に占める酒税負担が高いのは当然であるが、焼酎のように税率の低い商品を主として扱っている業者の問題には言及していないこと、また自動車製造業者の物品税負担が低いことをあげているが、そこで売上に計上されている額の半分以上は物品税法上非課税とされている輸出にかかわるものである。したがって、輸出のほとんどない酒造業者と比較するには国内販売を対象とすべきであり、そうすれば四・六%とされている日産の場合には一一%にもなること、同じように石油業者の場合には揮発油の売上中に占める揮発油税の比率を求めべきであり、こうすると一一・一%とされている丸善石油の比率は（同社の揮発油の売上額は四七八七・七百万円で税額が一七七五・七六百万円。この中には若干の軽油引取り税が含まれていると思われるが元売業者が負担する部分は微々たるものなので、一応無視しておく）三七・一%になる、等々である。

もつとも、右のような指摘に対して国税側はそれでもなお酒税の負担率が高いと主張するのであるうし、また、右のような細かい点はさして重要ではないのである。というのは、かりに、準備書面のいうように酒造業者の売上に占める酒

税負担率が高いとしても、そのことは酒類販売免許制を合理化する論拠にはならないことが、最近の立法で証明されているからである。

すなわち、たばこ事業法の改正がそれである。周知のように、従来たばこについては専売制が布かれ、その下でたばこ販売店には専売公社による指定制が採用されてきた。たばこは各種のたばこ消費税を合計すれば小売価格の五六％が税金という我が国消費税中もっとも税率の高い商品であり、それ故、昭和五九年の専売制廃止に伴ないたばこ小売店のあり方が問われた際に、準備書面のような主張が可能ならたばこ販売店にこそ免許制が導入されるべきであった。しかし、たばこ事業法の改正では「税収確保のための免許制」は全く問題とならず、営業の自由との関係を意識しつつも、たばこ小売店の不安を和らげるために「当分の間」に限定して従来の指定制に代わる許可制が採用されたに止どまったからである。

この理由はつぎのように説明されている。「現在、製造たばこの小売販売は、日本専売公社とその指定を受けた小売人以外は出来ないこととなっているが、専売制度の廃止により、このような営業の自由に対する制限がなくなるため、基本的には、誰でもたばこの小売販売が出来ることになる。しかしながら、小売販売をだれでも自由に行えることとした場合には、八〇年にわたる専売制の歴史の下で一定の秩序を形成してきた流通分野に少なからぬ影響を与え、零細小売店の経営悪化、共倒れ等の社会的混乱を引き起こす可能性が大きいので、零細経営が多いという既存小売人の実態、身体障害者福祉法等により開業に際し一種の社会政策的配慮が加えられている小売人指定制度の実状等を考慮して、激変回避の見地から、輸入自由化後新たな流通秩序が形成され、許可制を廃止しても小売販売者に激変が生じない状況に至るまでの間（「当分の間」）小売販売業について、指定制に代えて、許可制を採用することにした」。

つまり、税負担率のもっとも高いたばこにおいてさえも「税収確保」のために免許制を導入するのは今日不可能であるがゆえに、「当分の間」に限って小売業者の経営悪化等を回避するための規制措置が維持されたのであり、このことから

みても、税負担率が高いことをもって免許制を合理化するのは今日的妥当性を有していないのである。

つぎに準備書面は酒税に逋脱防止をあげ、酒類が製造場において簿外の商品を生みやすいので販売店をも規制する必要があることを説いている（特に九頁一七行以下）。しかし、これも奇妙な論拠である。というのは、販売店までも規制する合理性があると認められるのは、酒造免許制に基づく種々の規制が逋脱防止に必ずしも十分でない場合であるが、現行の酒造免許制に基づく規制はきわめて厳しいものであり、現実には酒造業者が逋脱しうる可能性はほとんどないからである。周知のように、現行酒税法は酒類製造業者に対して記帳義務（四六条）申告義務（四七条）、検査を受ける義務（四九条）、承認を受ける義務（五〇条）、届出義務（五〇条の二）と種々の義務を課しており、酒造業者はいわばがんじがらめにされており、とうてい逋脱しうる状況ではないのである。かかる厳しい規制自体の合憲性すら疑問視されており、こうした状況下で販売店にまで免許制を布かねばならない必然性は何ら見出しえないのである。

さらに重大な問題を指摘しておく、準備書面はあたかも酒類販売免許制によって逋脱防止のための種々の規制が可能になったように論じているが（一一頁一行以下）、これも現行実務に反しているのである。というのは、現行酒税法上「酒類販売業者」に課せられている記帳義務や質問検査（五三条）においては、免許の対象になっていない「酒場、料理店その他の酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者」も「酒類販売業者」に含まれて取り扱われているからである（酒税法基本通達四六の二）。右のような通達上の取扱が正当か否かという点は別として、こうした取扱が明らかになっていることは酒類販売免許制を導入しなければ逋脱防止のためのチェックができないわけではない、ということである。この点は自明のことであり、拙稿では言及してこなかったが、免許制まで導入しなくとも税収確保のための営業開始申告義務、記帳義務等々の規制は可能であり、現に他の間接税ではこのような規制が設けられているのである。また、準備書面は酒類のみが逋脱されやすい商品であるかのような表現をしているが、これも事実反している。間接

税の対象になる種々の商品のうち逋脱が容易なのは——準備書面の言うように酒類が逋脱しやすいため——酒類以外にも存在しているからである。典型的なのが第一種物品税の対象となる宝石類である。宝石類は小売価格の一五%の物品税がかかるが、小売価格が高いのでその税額も多く、それが逋脱されるのは国庫上の損失であるが、実際にはかなりの逋脱が行われている。読売新聞解説部編『間接税のわかる本』（読売新聞社、一九八三年）はこの点を次のように述べている。

「価格が高い宝石類をめぐっては脱税行為も多い。業界で「カバン屋」と呼ばれているセールスマンがいる。アタッシェケースに宝石を入れて、狙いをつけたバーやクラブのホステスに『物品税がかからないから格安』と、もちかけて荒稼ぎする。デパートや宝石専門店では、販売した宝石の一つ一つの小売価格と税額を帳簿に記入したうえ、三ヶ月ごとに申告書を税務署に提出、課税しているが、カバン屋は野放しのまま。」（五九頁）

したがって、準備書面のいうように逋脱防止のために免許制が必要というなら、第一種物品の販売業者に対してこそ免許制が必要ということになるが、現実には販売業者証明制度が導入されたものの（物品税法五条の二、三五条の二）、免許制度にまではいたっていない。このことは、逋脱防止のためといえども販売店を免許制にすることは今日では出来ないことを意味しており、酒類販売免許制がきわめて特異な時代背景のもとではじめて可能であったことを物語っているのである。

(5)

準備書面は、他の間接税の負担と酒税負担との差異をも指摘し、酒税の負担が著しく高く、したがって酒税と他の間接税の転嫁の「具体的重要性の程度が著しく異なる」として拙稿を批判し、結論として「三木論文のように、同じく移出課税を採用する間接消費税であるとして単純に各消費税の滞納率を比較し、酒販売免許制の有用性を論じるのは相当でなく、同論文における批判は失当である」と断じている（一三頁一六〜一八行）。しかし、拙稿が批判してきたことは、従来国

税側及び酒類販売免許制合憲論者がその論拠として酒税の滞納率が低いことをあげ、あたかも酒類販売免許制がそれに貢献しているかのような表現をしてきたことに對してであり、拙稿は酒税以外の間接税も同様に滞納率が低く、間接税は一般に滞納が低いものであること、また、酒税の場合には酒造免許制により酒造業者が保護されているために滞納率が低くなっているにすぎないことを明らかにしたものである。したがって、準備書面は拙稿に對する批判になりえていないのみならず、酒税と他の間接税とにおいて転嫁の重要性に著しい違いがあるという指摘も説得力がない。例えば、準備書面が別表1で例示しているのは酒税の中でも特に税率の高いもののみであり、全酒類の平均負担率を提示していないが、平均負担率で比較すれば揮発油税のほうが高くなるであろう。このことは、揮発油の小売価格に占める税負担率が三八・四％（準備書面の別表1の税額五三・八円を現行の平均小売価格一七一四〇円で割る）であるのに對して、酒税の単純平均負担率は二五・五％（拙稿の別表2の負担率を単純平均して求めた。もちろん、こうした方法がベストでないことはよく承知しているが、国税側が資料を独占している以上かかる方法で推測せざるをえない。国税側がこれに反論する場合には具体的資料を示すべきであろう）であることから推測しえよう。

また、準備書面の別表2以下で示されている自動車製造業者や石油業者の税負担額は弱小酒造業者には考えられないほど多額であつて酒税に比べて負担の程度が軽いといえるものではないこともつけ加えておこう。

なお、準備書面は「三木論文は、反則検査等により更正処分を受けた第一種及び第二種の物品税の各税額を比較することによつて、各酒類の物品税の滞納率を推測しているが、しかし、右更正処分を受けた税額とは申告されていなかった税額を意味するのであつて、確定した租税債権の納付状況を表わすものではない。したがつて、右方法によつて、滞納率を推測するのは合理的ではない」（一二頁一七行〜一三頁二行）と拙稿を批判している。拙稿が指摘したように物品税のうち第二種物品の滞納率はきわめて低いというのは実務上の常識であるが、これを裏づける直接の資料を国税側が秘匿し公

表していないため、やむをえず反則処分によって更正処分を受けた場合には滞納になりやすいので一つの推計の手掛かりとして示しただけである。もし、拙稿の指摘が誤っているというのなら、資料を独占している国税側が具体的に数字を示すべきであり、またそれが可能であったはずである。にもかかわらず、具体的数字を明らかにしなかったことの中にも拙稿の指摘の正当性が示されているようにも思われる。

(6)

つぎに酒類販売免許制とアルコール対策との関係に関連して準備書面は拙稿をつぎのように批判している。

「三木論文においては、自動販売機等による濫売が問題となっていることを指摘し、『現行の酒販免許制がアルコール中毒の発生や飲酒運転の防止等に役立っているというのは実態とかなりくい違っている』旨主張するが、しかし、仮に酒販免許制がなくなり、酒類の販売が野放し状態になったならば、右指摘のような弊害がさらに増加することは必至である。右に指摘される点は、酒類の販売に対する規制の必要性を示すものであって、酒販免許制の有用性を否定するものではない」(一四頁五行〜九行)

準備書面の右の批判の最大の誤解は、酒類販売免許制違憲論を酒販野放し論と同視していることにある。拙稿でも強調してきたように、私見は酒類販売免許制を違憲と解しているが、だからといって酒の販売を野放しにしてよいといっているわけではない。むしろ国民に正しい飲酒知識を普及させ、未成年者の飲酒等を防止するにふさわしい規制が必要であり、正しい酒知識を有する者が対面販売をするように改めるべきであると考えている。現行の「税収確保」のための免許制がこうした望ましい方向への改革を遅らせているのである。国民の保健衛生の確保ということをいうならば、「酒類販売士」制度のようなものに改め、客観的試験によって販売資格を与え、かつ、対面販売を実質化すべきなのである。

また、準備書面は自動販売機による酒類の販売については自粛に努めているというが(一四頁一行)、これが実際に

は守られていないことがマスコミによって暴露され（一九八五年一〇月八日にTBS系で放映された「トッデイ」等）、業界が慌てたことも記憶に新しい。いずれにせよ、現行の酒類販売免許制がアル中の発生防止等に役立っているという主張は全く事実と反しており、そのメリットよりも健全な販売秩序確立の障害になっているというデメリットの方が大きいといわねばならないのである。

(7)

拙稿は税收確保目的が昭和四七年一月二二日の最高裁判決に照らせば、いわゆる「積極目的」には該当せず、それ故「明白の原則」は妥当しないことを指摘したが、これに対する準備書面の批判（一五頁以下）は何ら説得力ある論拠を示していない。とりわけ奇妙なのは広範な立法裁量の論拠として租税法律主義をあげている点である。周知のように、租税法律主義は近代以前の恣意的な課税権の行使に対する抵抗の理論（代表なければ課税なし）として発達してきたものであり、その趣旨は、国家権力による恣意的な課税権の行使をチェックするために法律に基かない課税をなしえないように国家権力を規制したことにあるのである。したがって、準備書面のように租税法律主義から立法裁量論を論拠づけるのは全く的はずれであり、むしろ租税法律主義の本来の趣旨からすれば、立法府の判断が恣意的にならないように法律の内容自体の憲法適合性が強く求められるのである。なお、確かに昭和三〇年三月二三日の大法廷判決（民集九卷三三三三六頁）には準備書面のように理解されかねない表現が見られるが、それが準備書面のいうような趣旨ならば「あまりにも極端な立法裁量論」であり、学説上全く支持されていないこともつけ加えておこう。

つぎに、拙稿が現行酒類販売免許制は「本人の努力ではいかんともしがたい規制」であるとした点につき、準備書面は「免許制度による規制自体は必ずしも『本人の努力ではいかんともしがたい規制』ではない（例えば、経営の基礎が薄弱であることを理由とする免許の拒否は、本人の努力によってその要件を満たし、免許を得ることが可能である。）から、

いづれにしても、右主張は失当である」と批判している（一八頁一行以下）。国税側が右のような主張を本気でしているのなら、自らが制定した免許基準に対してあまりにも無知である。拙稿でも指摘してきたように、現行酒類販売免許制の具体的基準は「酒類の販売業免許等の取扱について」という通達で規定されており、申請人の人的要件（経歴、資金力）に加えて場所的要件もあり、本人の努力によって人的要件を満たしても距離制限にひっかかれば免許は拒否されるし、仮にこれを満たしても需給調整上の要件（販売見込量）もあり、これをも満たしても「酒税の確保に支障をきたす虞があると認められる」（同通達第三の一のハ）ときは拒否されるし、さらにこれらすべてを満たしても生協等には当分の間「免許しない」（同一のニ）のである。これがどうして「本人の努力ではいかんともしがたい規制ではない」といえるのか理解に苦しむ。一般に距離制限のような規制は、資格試験のように本人の努力によって克服しうる規制と異り、本人の努力ではいかんともしがたい規制と理解されており、本件の酒類販売免許制はまさにその典型なのである。

おわりに

以上、準備書面が拙稿に加えた批判に対し、必要最少限の反論を試みた。これまでの指摘で明らかかなように準備書面の批判は拙稿に対する批判としては的はずれであり、酒類販売免許制の合憲性の論拠としても失当である。現行憲法下で酒類販売免許制を合憲とするにはいかに詭弁を弄せねばならないかを、準備書面自体が端的に物語っているように思われない。

(1) 詳しくは前掲・拙稿を参照されたい。

(2) 昭和五四年（行コ）第三七号事件につき昭和五七年七月一日東京高裁に提出された準備書面（六〇）別表二では、昭和二年の酒税の課税額二六八三〇千円滞納相当額二六六七〇千円、滞納割合九・九五%とされていた。後にこの点を指摘されて「古い統計でもあり、計数の使い方に齟齬があったものと考えている」（昭和五九年六月一日付準備書面）と弁明している。しかし、自身で作成している『統計年報書』では正しく〇・一〇八%としているのに（昭和一二年度、一八七頁）、一体どこに「齟齬」が

あったというのだろう。

- (3) 芦部信喜『憲法訴訟の理論』（有斐閣・一九七三年）一六二頁。
- (4) 酒造組合中央会沿革史編集室編『酒造組合中央会沿革史第二編』六〇一頁。
- (5) 『酒造組合中央会沿革史第二編』一六五頁。
- (6) 『酒造組合中央会沿革史第二編』一五五頁。
- (7) 「たばこ専売制度の廃止と日本たばこ産業株式会社の発足」時の法令一二四一号一五〜一六頁。
- (8) 例えば、小林孝輔「酒税法の憲法問題」ジュリスト八〇九号三八頁以下。
- (9) 確井光明・別冊ジュリスト憲法判例百選三二八頁。

別表1 清酒業の免許製造場と生産数量の推移

| 酒造年度 | 西 曆 | 製造場数 | 生産数量 (査定または製成数量) | | 一製造場当りの平均 生産数量 (査定または製成数量) | |
|------|------|------|---------------------|---------|----------------------------------|------|
| | | | (石) | (kg) | (石) | (kg) |
| 明治 5 | | | 2,963,377 | 534,297 | | |
| 6 | | | 3,267,539 | 589,137 | | |
| 7 | | | 3,611,713 | 651,192 | | |
| 8 | 1875 | | 3,118,876 | 562,333 | | |
| 9 | | | 2,491,792 | 449,270 | | |
| 10 | | | 2,862,415 | 516,093 | | |
| 11 | | | 3,851,780 | 694,476 | | |
| 12 | | | 5,015,227 | 904,245 | | |
| 13 | 1880 | | 4,498,441 | 811,069 | | |
| 14 | | | 4,893,824 | 882,356 | | |

| 酒造年度 | 西 曆 | 製造場数 | 生産数量 (査定または製成数量) | | 一製造場当りの平均 生産数量 (査定または製成数量) | |
|------|------|--------|---------------------|---------|----------------------------------|--------|
| 15 | | | 4,895,462 | 882,652 | | |
| 16 | | | 3,063,968 | 552,433 | | |
| 17 | | 16,546 | 3,189,443 | 566,042 | 190 | 34,257 |
| 18 | 1885 | 16,320 | 2,576,381 | 464,521 | 153 | 28,487 |
| 19 | | 15,025 | 2,847,936 | 513,483 | 190 | 34,257 |
| 20 | | 15,453 | 3,806,198 | 686,257 | 246 | 44,354 |
| 21 | | 15,708 | 3,654,373 | 658,883 | 233 | 42,010 |
| 22 | | 15,192 | 3,031,278 | 546,539 | 200 | 36,060 |
| 23 | 1890 | 14,752 | 3,345,060 | 603,114 | 227 | 40,928 |
| 24 | | | 3,529,584 | 636,384 | | |
| 25 | | | 3,773,195 | 680,307 | | |
| 26 | | | 3,599,546 | 648,998 | | |
| 27 | | | 3,970,289 | 715,843 | | |
| 28 | 1895 | | 4,625,126 | 835,894 | | |
| 29 | | 13,770 | 4,146,171 | 747,555 | 301 | 54,270 |
| 30 | | 14,457 | 4,380,688 | 789,838 | 303 | 54,631 |
| 31 | | 14,697 | 4,127,668 | 744,219 | 280 | 50,484 |
| 32 | | 14,731 | 3,964,032 | 714,715 | 269 | 48,501 |
| 33 | 1900 | 14,039 | 4,615,289 | 832,137 | 328 | 59,138 |
| 34 | | 13,770 | 4,041,139 | 728,617 | 294 | 53,008 |
| 35 | | 12,496 | 3,309,017 | 596,616 | 265 | 47,780 |
| 36 | | 12,005 | 3,613,963 | 651,598 | 301 | 54,270 |
| 37 | | 11,438 | 3,153,151 | 568,513 | 276 | 49,763 |
| 38 | 1905 | 11,395 | 3,792,078 | 683,712 | 333 | 60,040 |
| 39 | | 11,407 | 4,197,721 | 756,849 | 365 | 66,350 |
| 40 | | 11,380 | 4,368,976 | 787,726 | 384 | 69,235 |

| 酒造年度 | 西 曆 | 製造場数 | 生産数量 (査定または製成数量) | | 一製造場当りの平均 生産数量 (査定または製成数量) | |
|------|------|--------|---------------------|-----------|----------------------------------|---------|
| | | | | | | |
| 41 | | 11,280 | 4,104,968 | 745,535 | 367 | 66.170 |
| 42 | | 11,081 | 3,922,073 | 707,150 | 354 | 63.826 |
| 43 | 1910 | 10,804 | 3,861,124 | 696,161 | 357 | 64.367 |
| 44 | | 10,736 | 4,198,419 | 756,975 | 391 | 70.497 |
| 大正 1 | | 10,665 | 4,129,009 | 744,468 | 387 | 69.776 |
| 2 | | 10,576 | 4,216,892 | 760,305 | 399 | 71.940 |
| 3 | | 10,390 | 3,683,029 | 664,050 | 352 | 66.466 |
| 4 | 1915 | 10,197 | 3,888,306 | 701,062 | 337 | 60.761 |
| 5 | | 10,154 | 4,607,569 | 830,745 | 449 | 80.955 |
| 6 | | 10,193 | 5,084,567 | 916,747 | 494 | 89.068 |
| 7 | | 10,182 | 4,932,861 | 889,395 | 479 | 86.361 |
| 8 | | 10,235 | 5,877,162 | 1,059,652 | 569 | 102.591 |
| 9 | 1920 | 9,791 | 4,256,224 | 767,397 | 455 | 82.037 |
| 10 | | 9,905 | 5,530,331 | 997,119 | 577 | 101.033 |
| 11 | | 9,958 | 5,554,597 | 1,001,494 | 574 | 103.492 |
| 12 | | 9,932 | 5,449,080 | 982,469 | 566 | 102.050 |
| 3 | | 9,863 | 5,179,982 | 933,951 | 545 | 98.264 |
| 14 | 1925 | 9,759 | 5,147,770 | 928,143 | 551 | 99.345 |
| 昭和 1 | | 9,587 | 4,804,035 | 866,168 | 527 | 95.018 |
| 2 | | 9,364 | 4,520,711 | 815,084 | 514 | 92.674 |
| 3 | | 9,168 | 4,668,618 | 841,752 | 538 | 97.001 |
| 4 | | 8,967 | 4,238,383 | 764,180 | 500 | 90.150 |
| 5 | 1930 | 8,773 | 3,581,525 | 645,749 | 408 | 73.562 |
| 6 | | 8,481 | 3,284,504 | 592,196 | 387 | 69.776 |
| 7 | | 8,199 | 3,807,989 | 686,580 | 464 | 83.659 |
| 8 | | 7,975 | 4,012,434 | 723,442 | 503 | 90.691 |

| 酒造 年度 | 西曆 | 製造場数 | 生産数量 (査定または製成数量) | | 指 数 | 一製造場当りの平 均生産数量(査定 または製成数量) | | 指 数 |
|----------|------|-------|---------------------|---------|--------------------|----------------------------------|---------|--------|
| | | | (石) | (ℓ) | | (石) | (ℓ) | |
| 9 | | 7,776 | 3,772,325 | 681,034 | 100.0 ℓ 693.870 | 485 | 87,446 | 100.0 |
| 10 | 1935 | 7,635 | 3,784,144 | 682,281 | | 496 | 89,429 | ℓ |
| 11 | | 7,499 | 3,984,130 | 718,315 | | 531 | 95,739 | 90.871 |
| 12 | | 7,350 | 4,376,315 | 789,050 | 113.7 | 595 | 107,279 | 118.0 |
| 13 | | 7,240 | 3,966,915 | 715,233 | 103.1 | 548 | 98,804 | 108.7 |
| 14 | | 7,077 | 2,453,000 | 442,276 | 63.7 | 347 | 62,564 | 68.7 |
| 15 | 1940 | 7,024 | 2,641,979 | 425,865 | 61.4 | 376 | 67,793 | 74.6 |
| 16 | | 6,986 | 2,073,597 | 373,869 | 53.9 | 297 | 53,549 | 58.9 |
| 17 | | 6,881 | 1,630,445 | 293,969 | 42.4 | 237 | 42,731 | 47.0 |
| 18 | | 3,666 | 1,063,865 | 191,815 | 27.6 | 290 | 52,287 | 57.5 |
| 19 | | 3,199 | 1,077,199 | 194,219 | 28.0 | 337 | 60,761 | 66.9 |
| 20 | 1945 | 3,160 | 838,269 | 151,158 | 21.8 | 265 | 47,780 | 52.6 |
| 21 | | 3,158 | 868,492 | 156,589 | 22.6 | 275 | 49,583 | 54.6 |
| 22 | | 3,395 | 508,951 | 91,764 | 13.2 | 150 | 27,045 | 29.8 |
| 23 | | 3,584 | 668,002 | 120,441 | 17.4 | 186 | 33,536 | 36.9 |
| 24 | | 3,643 | 814,319 | 146,822 | 21.2 | 224 | 40,387 | 44.4 |
| 25 | 1950 | 3,692 | 1,040,710 | 187,640 | 27.0 | 282 | 50,845 | 55.9 |
| 26 | | 3,725 | 1,396,002 | 251,699 | 36.3 | 375 | 67,613 | 74.4 |
| 27 | | 3,766 | 1,836,443 | 331,111 | 47.7 | 488 | 87,986 | 99.0 |
| 28 | | 3,770 | 1,850,109 | 333,575 | 48.1 | 491 | 38,527 | 99.0 |
| 29 | | 3,773 | 2,313,533 | 417,130 | 60.1 | 613 | 110,524 | 123.2 |
| 30 | 1955 | 4,021 | 2,587,449 | 466,652 | 67.3 | 643 | 115,933 | 128.7 |
| 31 | | 4,073 | 2,613,240 | 471,167 | 67.9 | 641 | 115,572 | 127.6 |
| 32 | | 4,023 | 2,730,974 | 492,359 | 71.0 | 678 | 122,243 | 136.4 |
| 33 | | 4,009 | 2,792,194 | 503,433 | 72.6 | 696 | 125,489 | 137.5 |
| 34 | | 4,009 | 3,263,370 | 588,386 | 84.8 | 814 | 146,764 | 161.1 |

| 酒造年度 | 西曆 | 製造場数 | 生産数量 (査定または製成数量) | | 指数 | 一製造場当りの平均生産数量 (査定または製成数量) | | 指数 |
|------|------|-------|---------------------|---------|-------|------------------------------|---------|-------|
| 35 | 1960 | 3,998 | 3,796,100 | 684,437 | 98.6 | 950 | 171,285 | 188.2 |
| 36 | | 3,986 | 4,372,186 | 788,305 | 113.6 | 1,102 | 182,139 | 218.8 |
| 37 | | 3,913 | 4,418,619 | 796,677 | 114.8 | 1,129 | 203,559 | 224.1 |

- 〔参考資料〕
- (1) 鹿又親著 最近酒造経営論前篇, pp.51~52
 - (2) 醸造雑誌第102号 p.27, 醸造雑誌社
 - (3) 日本酒造組合中央会 酒造通信 第108号 pp.81~82
 - (4) 宮城県酒造史本篇 p.130, p.177, P.332, p.382, p.577
(大蔵省主税局統計年報酒造通信, 仙台国税局資料)
 - (5) 国税庁, 清酒製造業関係資料集
- 備考: 酒造年度とはその年の10月から翌年の9月までである。

(緑川, 桜井著「清酒業の経営と経済」(高陽書院, 1965))
78~82頁より引用。

別表2 主要酒類の税額等の変化

| 種 類 等 | 改 正 前 | | | 増 税 額 | 増税率 | 改 正 後 | | | |
|-------------------|------------------------|--------|----------|-------|------------------------|-------|--------|-----------|-------|
| | 小売価格 | 税 額 | 負担率 | | | 小売価格 | 税 額 | 負担率 | |
| 清 酒 | 特 級(16° 1.8ℓ) | 2,550円 | 916.74円 | 36.0% | 178.81円 | 19.5% | 2,730円 | 1,095.55円 | 40.1% |
| | 1 級(15.5° ~16.4° 1.8ℓ) | 1,800 | 441.36 | 24.5 | 95.29 61.74 14.0 | 21.6 | 1,900 | 536.65 | 28.2 |
| | 2 級(15° 1.8ℓ) | 1,350 | 169.20 | 12.5 | 25.02 | 14.8 | 1,380 | 194.22 | 14.1 |
| 合 成 清 酒(15° 1.8ℓ) | 950 | 123.12 | 13.0 | 23.76 | 19.3 | 980 | 146.88 | 15.0 | |
| トキモ酒 | 甲 類(25° 1.8ℓ) | 940 | 105.30 | 11.2 | 36.18 | 34.4 | 980 | 141.48 | 14.4 |
| | 乙 類(25° 1.8ℓ) | 1,080 | 73.62 | 7.1 | 18.00 | 24.4 | 1,050 | 91.62 | 8.7 |
| ビ ール(633ℓ) | 285 | 126.66 | 44.4 | 24.69 | 19.5 | 310 | 151.35 | 18.8 | |
| 果 実 酒 | 果 実 酒(720ml) | 780 | 32.32 | 4.1 | 11.16 | 34.5 | 800 | 43.48 | 5.4 |
| | 甘味果実酒(14° 550ml) | 620 | 58.08 | 9.4 | 17.19 | 29.6 | 640 | 75.27 | 11.8 |
| ウイスキー | 特 級(43, 760ml) | 2,900 | 1,334.02 | 46.0 | 260.53 | 19.5 | 3,170 | 1,594.55 | 50.3 |
| | 1 級(40° 720ml) | 1,470 | 583.77 | 39.7 | 144.43 | 24.7 | 1,620 | 728.20 | 45.0 |
| | 2 級(37, 640ml) | 630 | 159.40 | 25.3 | 30.16 | 29.7 | 670 | 189.56 | 28.3 |
| スピリッツ(35° 720ℓ) | 690 | 201.09 | 29.1 | 59.40 | 29.5 | 750 | 260.49 | 34.7 | |
| リキュール(14, 720ml) | 900 | 76.03 | 8.4 | 22.50 | 29.6 | 930 | 98.53 | 10.6 | |

- (備考) 1. 各酒類の標準的な小売価格のものについて記載し, 改正後の小売価格は, 5月1日の値上げ後の価格である。
2. ウイスキー2級については, 改正前は従価税適用であるため増税額と増税率は対応しない。
(税務弘報 第32巻第7号 178頁より引用。)